

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年9月10日提出
【計算期間】	第6期中 （自 2019年12月11日 至 2020年6月10日）
【ファンド名】	あおぞら・徹底分散グローバル株式ファンド
【発行者名】	あおぞら投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 原田 政明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町六丁目1番地1
【事務連絡者氏名】	大久保 由美子
【連絡場所】	東京都千代田区麹町六丁目1番地1
【電話番号】	03-6752-1050
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１【ファンドの運用状況】

以下は2020年7月31日現在の運用状況であります。

投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

また、各投資比率の合計は端数処理の関係上、100％にならない場合があります。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アイルランド	446,209,080	99.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	3,793,564	0.84
合計(純資産総額)		450,002,644	100.00

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2020年7月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2015年12月10日）	202,791,230	202,791,230	0.9404	0.9404
第2計算期間末（2016年12月12日）	142,324,949	142,324,949	0.9943	0.9943
第3計算期間末（2017年12月11日）	113,896,444	113,896,444	1.1507	1.1507
第4計算期間末（2018年12月10日）	176,882,420	176,882,420	1.0703	1.0703
第5計算期間末（2019年12月10日）	295,408,716	295,408,716	1.1766	1.1766
2019年 7月末日	237,211,680	—	1.1341	—
8月末日	237,314,558	—	1.0665	—
9月末日	258,785,139	—	1.1102	—
10月末日	274,708,439	—	1.1560	—
11月末日	298,451,260	—	1.1918	—
12月末日	339,568,791	—	1.2229	—
2020年 1月末日	353,632,691	—	1.1988	—
2月末日	351,539,654	—	1.1059	—
3月末日	328,354,914	—	0.9005	—
4月末日	383,572,380	—	0.9939	—
5月末日	426,264,498	—	1.0257	—
6月末日	437,963,349	—	1.0492	—
7月末日	450,002,644	—	1.0757	—

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2015年 3月27日～2015年12月10日	0.0000
第2計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日	0.0000
第3計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	0.0000
第4計算期間	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000
第5計算期間	2018年12月11日～2019年12月10日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	2015年 3月27日～2015年12月10日	6.0
第2計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日	5.7
第3計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	15.7
第4計算期間	2017年12月12日～2018年12月10日	7.0
第5計算期間	2018年12月11日～2019年12月10日	9.9
第6中間計算期間	2019年12月11日～2020年 6月10日	6.2

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

2【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間	2015年 3月27日～2015年12月10日	280,772,433	65,122,144	215,650,289
第2計算期間	2015年12月11日～2016年12月12日	41,152,270	113,657,143	143,145,416
第3計算期間	2016年12月13日～2017年12月11日	37,682,524	81,847,896	98,980,044
第4計算期間	2017年12月12日～2018年12月10日	99,557,477	33,273,992	165,263,529
第5計算期間	2018年12月11日～2019年12月10日	123,100,120	37,302,409	251,061,240
第6中間計算期間	2019年12月11日～2020年 6月10日	197,216,956	46,016,357	402,261,839

(注) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

（１）本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間（2019年12月11日から2020年6月10日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

【あおぞら・徹底分散グローバル株式ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 2019年12月10日現在	第6期中間計算期間 2020年 6月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,420,455	9,392,899
投資証券	286,282,064	429,312,307
未収入金	-	15,108,000
流動資産合計	296,702,519	453,813,206
資産合計	296,702,519	453,813,206
負債の部		
流動負債		
未払解約金	327,291	8,704,354
未払受託者報酬	34,095	49,060
未払委託者報酬	681,858	981,244
未払利息	28	25
その他未払費用	250,531	356,778
流動負債合計	1,293,803	10,091,461
負債合計	1,293,803	10,091,461
純資産の部		
元本等		
元本	251,061,240	402,261,839
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	44,347,476	41,459,906
（ 分配準備積立金 ）	18,658,617	16,240,059
元本等合計	295,408,716	443,721,745
純資産合計	295,408,716	443,721,745
負債純資産合計	296,702,519	453,813,206

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期中間計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年 6月10日	第6期中間計算期間 自 2019年12月11日 至 2020年 6月10日
営業収益		
受取配当金	1,104,938	1,796,033
有価証券売買等損益	4,885,086	10,346,790
営業収益合計	5,990,024	8,550,757
営業費用		
支払利息	3,512	11,581
受託者報酬	26,423	49,060
委託者報酬	528,448	981,244
その他費用	195,682	356,831
営業費用合計	754,065	1,398,716
営業利益又は営業損失（ ）	5,235,959	9,949,473
経常利益又は経常損失（ ）	5,235,959	9,949,473
中間純利益又は中間純損失（ ）	5,235,959	9,949,473
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	743,815	1,115,326
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	11,618,891	44,347,476
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,457,115	13,173,047
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,457,115	13,173,047
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,140,290	7,226,470
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,140,290	7,226,470
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	19,427,860	41,459,906

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の収益分配落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第5期 2019年12月10日現在	第6期中間計算期間 2020年 6月10日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 251,061,240口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 402,261,839口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1766円 (10,000口当たり純資産額) (11,766円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1031円 (10,000口当たり純資産額) (11,031円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第5期 2019年12月10日現在	第6期中間計算期間 2020年 6月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価の差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価の差額はありません。
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第5期	第6期中間計算期間
	自 2018年12月11日 至 2019年12月10日	自 2019年12月11日 至 2020年 6月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	165,263,529円	251,061,240円
期中追加設定元本額	123,100,120円	197,216,956円
期中一部解約元本額	37,302,409円	46,016,357円

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】（本書提出日現在）

資本金の額	4億5,000万円
会社が発行する株式の総数	45,000株
発行済株式総数	18,000株
最近5年間における主な資本金の額の増減	
設立 2014年2月4日	資本金2億2,500万円
2017年5月26日	資本金4億5,000万円に増資

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として第二種金融商品取引業にかかる業務の一部として勧誘業務を行うことができます。

なお、2020年7月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	32	113,296,779,417
単位型株式投資信託	11	43,257,815,937
合計	43	156,554,595,354

(3)【その他】

定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- 2．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		前事業年度末 (2019年 3月31日現在)		当事業年度末 (2020年 3月31日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	2		447,654		453,969
前払費用			5,323		5,286
未収入金	2		9,246		-
未収委託者報酬			156,873		207,130
流動資産計			619,098		666,386
固定資産					
有形固定資産	1		12,811		12,165
建物		12,341		11,850	
器具備品		470		314	
無形固定資産			4,530		3,545
ソフトウェア		4,530		3,545	
固定資産計			17,341		15,711
資産合計			636,440		682,097
(負債の部)					
流動負債					
未払金			126,613		164,711
未払手数料	2	78,688		104,686	
その他未払金	2	47,925		60,024	
未払費用			7,835		7,550
未払法人税等			3,797		4,708
未払消費税等			7,762		13,304
預り金			28,490		30,960
流動負債計			174,499		221,234
固定負債					
資産除去債務			12,037		12,134
繰延税金負債			3,397		3,276
固定負債計			15,435		15,411
負債合計			189,934		236,645
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			450,000		450,000
資本準備金		450,000		450,000	
利益剰余金			453,494		454,548
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		453,494		454,548	
純資産合計			446,505		445,451
負債・純資産合計			636,440		682,097

（２）【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬		743,495		896,319	
営業収益計			743,495		896,319
営業費用					
支払手数料	1	345,418		432,928	
支払投資顧問料		57,797		39,995	
広告宣伝費		6,633		5,367	
調査費		15,249		16,887	
委託計算費		18,755		18,745	
営業雑経費		39,789		50,527	
通信費		2,743		3,000	
印刷費		35,903		46,202	
協会費		1,142		1,324	
営業費用計			483,644		564,452
一般管理費					
給料	1	218,238		238,047	
役員報酬		55,121		55,024	
給料・手当		131,071		139,279	
賞与		32,046		43,743	
法定福利費	1	25,255		27,570	
交際費		617		1,545	
旅費交通費		15,197		13,254	
租税公課		5,937		7,261	
不動産賃借料	1	16,077		15,998	
賃借料	1	4,129		4,366	
固定資産減価償却費		1,085		1,630	
資産除去債務利息費用		96		97	
支払報酬料		7,376		6,535	
消耗品費		725		1,047	
外注費		3,996		3,996	
保守修理費		1,266		6,069	
会議費		456		301	
保険料		560		244	
送金手数料		886		1,575	
一般管理費計			301,905		329,543
営業利益			42,054		2,323
営業外収益					
受取利息	1	1		1	
雑収入		135		107	
営業外収益計			136		108
経常利益			41,917		2,432
税引前当期純利益			41,917		2,432
法人税、住民税及び事業税	1		9,053		3,608
法人税等調整額			120		120
当期純損失			32,742		1,054

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450,000	450,000	450,000	420,751	420,751	479,248	479,248
当期変動額							
当期純損失				32,742	32,742	32,742	32,742
当期変動額合計	-	-	-	32,742	32,742	32,742	32,742
当期末残高	450,000	450,000	450,000	453,494	453,494	446,505	446,505

当事業年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450,000	450,000	450,000	453,494	453,494	446,505	446,505
当期変動額							
当期純損失				1,054	1,054	1,054	1,054
当期変動額合計	-	-	-	1,054	1,054	1,054	1,054
当期末残高	450,000	450,000	450,000	454,548	454,548	445,451	445,451

重要な会計方針

１．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物については、定額法を採用しております。器具備品については、主に定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

親会社である株式会社あおぞら銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

- (3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用
繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、実務対応報告第39号、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」第3項の取扱いに従い、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいております。

未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

(1) 概要

本会計基準は、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

(1) 概要

本会計基準は、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続に係る注記情報の充実のため、所要の改正が行われたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

金融商品の時価の算定・開示に関し、包括的に会計基準としての手当てがなされたものです。

- ・時価を「出口価格」と定義しています。
- ・時価の算定にあたり、インプットの利用方法を定めています。
- ・インプットに基づき、金融商品の時価をレベル1～レベル3に区分します。レベルに応じた開示項目が求められます。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響については、評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年 3月31日現在)	当事業年度 (2020年 3月31日現在)
有形固定資産の減価償却累計額	1,642千円	2,289千円

2. 関係会社に対する資産・負債

	前事業年度 (2019年 3月31日現在)	当事業年度 (2020年 3月31日現在)
流動資産		
預金	78,911千円	136,064千円
未収入金	9,246	-
流動負債		
未払手数料	47,224	40,673
その他未払金	37,036	48,747

(損益計算書関係)

1. 関係会社に対する事項

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
支払手数料	161,833 千円	151,471 千円
給料	218,238	238,047
法定福利費	24,895	27,102
不動産賃借料	16,077	15,998
賃借料	2,988	3,265
受取利息	1	1
法人税、住民税及び事業税	9,246	3,240

当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社と授受する金額であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

当事業年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社が事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクはありません。また、未収入金に係る顧客の信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2019年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	447,654	447,654	-
(2) 未収入金	9,246	9,246	-
(3) 未収委託者報酬	156,873	156,873	-
資産計	613,774	613,774	-
(1) 未払手数料	78,688	78,688	-
(2) その他未払金	47,925	47,925	-
負債計	126,613	126,613	-

当事業年度（2020年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	453,969	453,969	-
(2) 未収委託者報酬	207,130	207,130	-
資産計	661,099	661,099	-
(1) 未払手数料	104,686	104,686	-
(2) その他未払金	60,024	60,024	-
負債計	164,711	164,711	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、並びに(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、並びに(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	447,654	-
(2) 未収入金	9,246	-
(3) 未収委託者報酬	156,873	-
合計	613,774	-

当事業年度（2020年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	453,969	-
(2) 未収委託者報酬	207,130	-
合計	661,099	-

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日現在)	当事業年度 (2020年 3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	2,399	2,311
未払賞与	11,251	13,840
資産除去債務	3,685	3,715
未払事業税	1,074	1,352
未払事業所税	30	-
税務上の繰越欠損金（注2）	34,028	33,473
繰延資産償却超過額	25	-
繰延税金資産小計	52,494	54,695
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	34,028	33,473
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	18,466	21,221
評価性引当額小計（注1）	52,494	54,695
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	3,397	3,276
繰延税金負債合計	3,397	3,276
繰延税金資産（負債）の純額	3,397	3,276

（注）1．評価性引当額が2,200千円増加しております。この増加の主な内容は、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額が増加したことに伴うものであります。

2．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2019年 3月31日）（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	-	-	-	247	12,938	20,841	34,028
評価性引当額	-	-	-	247	12,938	20,841	34,028
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2020年 3月31日）（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	-	-	-	12,632	8,740	12,101	33,473
評価性引当額	-	-	-	12,632	8,740	12,101	33,473
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日現在)	当事業年度 (2020年 3月31日現在)
実効税率	-	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	21.4
住民税均等割	-	11.9
評価性引当額の増加	-	90.5
連結納税による影響	-	11.7
その他	-	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	143.4%

（注）前事業年度は、税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から360箇月と見積り、割引率は0.808%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	11,941	12,037
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	96	97
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	12,037	12,134

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

1．セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有 直接 100%	役員の受入 出向者の受入 事務代行 連結納税	税額のうち連結納税親会社からの受入	9,246	未収入金	9,246
							出向者負担金	243,134	その他未払金	37,036
							代行手数料	161,833	未払手数料	47,224

当事業年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有 直接 100%	役員の受入 出向者の受入 事務代行 連結納税	税額のうち連結納税親会社への支払	3,240	その他未払金	3,240
							出向者負担金	265,150	その他未払金	45,507
							代行手数料	151,471	未払手数料	40,673

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券㈱	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代行手数料	137,900	未払手数料	10,470

当事業年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券㈱	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代行手数料	152,555	未払手数料	11,485

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
- (2) 代行手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

㈱あおぞら銀行（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
1株当たり純資産額	24,805.88円	24,747.30円
1株当たり当期純損失金額	1,819.04円	58.59円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
当期純損失（千円）	32,742	1,054
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（千円）	32,742	1,054
普通株式の期中平均株式数（株）	18,000	18,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

あおぞら投信株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 山田 信之 印

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあおぞら投信株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あおぞら投信株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2020年8月11日

あおぞら投信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山田信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているあおぞら・徹底分散グローバル株式ファンドの2019年12月11日から2020年6月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あおぞら・徹底分散グローバル株式ファンドの2020年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2019年12月11日から2020年6月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

あおぞら投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。